

にくせいひん こくさいゆうびん おく う と きんし
肉製品を国際郵便で送ること、受け取ることは禁止されています。

かいがい どうぶつ びょうき も こ たいせつ
海外から動物の病気を持ち込まないための、大切なルールです。

きんねん かいがい こくさいゆうびん にくせいひん はい
近年、海外からの国際郵便に、ソーセージやハムなどの肉製品が入っていること
が多くなっています。

にくせいひん こくさいゆうびん にほん こくない も こ きんし
肉製品を国際郵便で、日本の国内に持ち込むことは禁止されています。

こうていえき うし びょうき ぶた びょうき とり どうぶつ びょうき かいがい
口蹄疫(牛などの病気)、豚の病気、鳥インフルエンザなどの動物の病気が、海外
から日本に入っていないようにするためです。

どうぶつけんえきしょ けんさ う にくせいひん う と ばっそく たいしょう
動物検疫所の検査を受けずに肉製品を受け取ることは、罰則の対象です。

ねん い か ちょうえき まんえん い か ばっきん
3年以下の懲役または300万円以下の罰金になります。

かいがい かぞく ちじん にくせいひん おく つた
海外の家族や知人に、肉製品を送らないように伝えてください。

こくさいゆうびん とど にくせいひん はい たし
国際郵便が届いたら、肉製品が入っていないか確かめてください。

こくさいゆうびん にくせいひん はい どうぶつけんえきしょ れんらく
国際郵便に肉製品が入っていたら、すぐに動物検疫所に連絡してください。

のうりんすいさんしょう どうぶつけんえきしょ こうべししよひろしまくうこうしゅつちょうしよ
農林水産省動物検疫所神戸支所広島空港出張所

TEL:0848-86-8118 / e-mail:aqs.hit@maff.go.jp